

ねりまの文化財

ふるさとねりまの文化財

新規指定・登録文化財紹介

平成一四年二月一三日、「金乗院御朱印状」を練馬区の文化財として指定し、「石神井城跡出土小刀」など5件を新たに区の登録文化財としました。

昭和六一年に練馬区文化財保護条例が制定されてからこれで、登録文化財が三六件になり、その中で特に重要なもの三五件が指定文化財となっています。文化財の指定や登録は、教育委員会が調査した結果や登録者で構成する「練馬区文化財保護審議会」に諮り、所有者などの同意を得て決定します。指定、登録した文化財には説明板を設置するなど、活用に努め、保護していき



審議会の現地調査

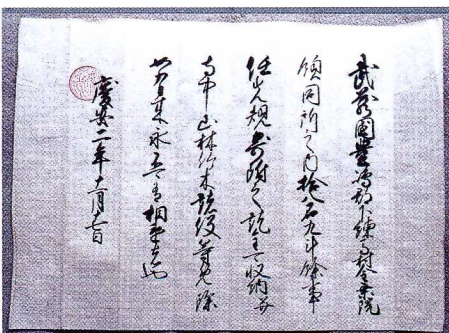
金乗院御朱印状

指定有形文化財

所在地 金乗院 錦二の四

徳川将軍が金乗院の寺領一八石九斗について、年貢などの免除を保証した文書です。慶安二年(一六四九)三代将軍家光が発行した朱印状から、五代綱吉(享二年・一六八五)、八代吉宗(享和三年・一七一八)、九代家重(延享四年・一七四七)、一〇代家治(宝暦一二年・一七六二)、一一代家斉(天明八年・一七八八)、二二代家慶(天保一〇年・一八三九)、三三代家定(安政二年・一八五五)、一四代家茂(万延元年・一八六〇)まで、九点が一括して漆塗りの「御朱印箱」に納められています。在位期間が短いなど、朱印状を発行しなかった将軍もいましたので、ほぼ歴代将軍の朱印

練馬区教育委員会
生涯学習課
(文化財係)
☎ 3993-1111
〒 176-8501
練馬区豊玉北6-12-1



徳川家光朱印状

状が伝えられています。家斉朱印状を除き、高級紙である大高檀紙が用いられています。

朱印状は家康が江戸に移った翌年の天正一十九年(一五九二)から江戸や近郊の寺社に対して発行しています。区内では、三宝寺(石神井台)をはじめ、七寺院に朱印地が認められています。寺社の格式を示すとともに、将軍の権威を示すものでもありました。

〔非公開。ただし、境内に家光朱印状を刻んだ石碑があります〕

石神井城跡出土小刀

登録有形文化財

所在地 練馬区郷土資料室

平成一二年一月の石神井城跡構造解明発掘調査の出土品です。都立石神井公園の三宝寺池南側台地には、中世の武将である豊島氏の城が築かれていました。当時の城は土塁(盛土)や堀で防御されていました。城の中心部分と推定されている主郭は水川神社東側で、現在でも土塁と堀の痕跡を認めることができます。

この小刀は主郭の土塁の下の層から出土しました。土塁が築かれたのは、最近の調査から一五世紀半ば頃と考えられています。また、太田道灌に攻められ、豊島氏が城を放棄したのが文明九年(一四七七)です。小刀が使用された時期は一四七七年以前となります。小刀は鍛造で、刃の先端が欠けており、現存している部分の長さは一六・三cmです。全国的にもこの時期の小刀の類例は少なく貴重な出土品です。

〔常時展示はしていません〕



